

代理出産の禁止理由に関する各国比較(アジア)

国名	法・ガイドラインなど(年)	禁止の理由
日本	厚生科学審議会生殖補助医療部会が「精子・卵子・胚の提供等による生殖補助医療制度の整備に関する報告書」で罰則付き禁止の提案(2003)	<ul style="list-style-type: none"> ・第三者を妊娠出産の手段として扱ってはならない ・出産を代理する第三者に多大な危険性を負わせる ・生まれる子の福祉の観点から望ましくない
	日本産科婦人科学会が会告で禁止(2003)	<ul style="list-style-type: none"> ・生まれてくる子の福祉を最優先するべきである ・代理懐胎は身体的危険性・精神的負担を伴う ・家族関係を複雑にする ・代理懐胎契約は倫理的に社会全体が許容していると認められない
	日本学術会議が対外報告「代理懐胎を中心とする生殖補助医療の課題—社会的合意に向けて—」で原則全面禁止を提言(2008)	<p>1) 医学的問題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・懐胎者へのリスクと負担が大きい ・代理懐胎が胎児・子に及ぼす影響が不明 ・依頼女性の医学的適応の範囲を、合理的な医学的根拠をもって明確に定めることが困難 <p>2) 倫理的・社会的問題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・依頼者及び懐胎者の自己決定に限界がある ・子の福祉の保障が困難 ・生物学的秩序の問題(懐胎は哺育行動への準備ともいえる一連の生物現象) ・医療倫理・医療の場での混乱
フィリピン	PSREI (Philippine Society of Reproductive Endocrinology and Infertility) が「ETHICAL GUIDELINES FOR ART AND IUI」で禁止(2011)	12条「Surrogate motherhood as a means to achieve pregnancy for infertile couples is not an acceptable procedure in the Philippines. There are moral and legal issues that are still unresolved. (道徳上・法律上の問題が解決されておらず、容認できない)」
ベトナム	政府が「Decree No. 12/2003/ND-CP of February 12, 2003, on childbirth by scientific methods」で禁止(2003)	6条「The following acts are strictly prohibited: 1. Surrogacy. 2. Human cloning. (代理出産およびヒト・クローン作成を固く禁ずる)」
マレーシア	医師会が「MMC Guideline 003/2006 ASSISTED REPRODUCTION」で禁止(2006)	12条「In a surrogate arrangement a women agrees to becomes pregnant and bear a child for another person/persons and to surrender it at birth. The above practice is not acceptable to most of the major religions in this country. Such a surrogate pregnancy can also potentially lead to many legal dilemmas for the persons involved. (代理出産契約とは、女性が他人のために子供を妊娠し、出産時に引き渡すことに同意することである。こうした行為は我が国の主な宗教のほとんどにとって受け入れがたいものである。またこのような代理懐胎には、関係者にとって、多くの法的ジレンマを伴う可能性をはらんでいる。)」
	イスラム宗教局が代理出産禁止のファトワ「Hukum Menggunakan Kaedah Khidmat Ibu Tumpang Untuk Mendapatkan Zuriat」を発令(2008)	<ul style="list-style-type: none"> ・血縁関係に混乱が生じる(母親が人種の異なる子供を生むなど) ・遺伝的つながりが不確実になり、家系が混乱する ・代理出産を規制する法律が未制定である ・代理出産を認めている西洋諸国では利用が増加しており、代理出産の蔓延が懸念される ・代理出産以外にも、不妊夫婦の助けとなる医学的治療法が存在する ・第三者の関わる生殖という西洋の概念が国民に浸透していない
台湾	「人工生殖法」で禁止(2007)	2条3項「受術夫妻(ARTを受けるカップル): 指接受人工生殖之夫及妻, 且妻能以其子宮孕育生産胎兒(妻自身が妊娠出産できる者)」と定義されており、代理出産は実質禁止
	「人工生殖技術倫理指導綱領」で禁止(1989)	原則四: 5条「下列人工生殖技術之施行應予禁止(以下の生殖補助医療技術行為を禁止する)」の3項に「代理孕母方式之人工生殖行為(生殖補助医療技術を用いた代理出産)」が挙げられている
中国	衛生部が「人類辅助生殖技术管理办法」で禁止(2001)	22条「开展人类辅助生殖技术的医疗机构违反本办法, 有下列行为之一的, 由省、自治区、直辖市人民政府卫生行政部门给予警告、3万元以下罚款, 并给予有关责任行政处分; 构成犯罪的, 依法追究刑事责任:」の2項に「实施代孕技术的」が挙げられ、代理出産を罰則付きで禁止することが明記されている。
	衛生部が付属法令「人類辅助生殖技术规范」で禁止(2003)	3章「实施技术人员的行为准则(臨床医に対する規則)」の5項目に「禁止实施代孕技术(代理出産を禁止する)」が挙げられている

(作成 牧由佳)